

大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。）の例による。

(特定乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定保護者の選択に資すると認められる重要事項)

第3条 特定乳児等通園支援事業者が条例第3条（運営基準第4条第2項に係る部分に限る。）の規定に基づき乳児等支援給付認定保護者に対し面談において交付する文書（運営基準第33条の規定に基づき記載事項を電磁的方法により提供する場合にあつては電磁的記録）に記載しなければならない、提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項又は条例第3条（運営基準第22条に係る部分に限る。）の規定に基づき特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に掲示しなければならない乳児等支援給付認定保護者の選択に資すると認められる重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の運営主体
- (2) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (3) 特定乳児等通園支援事業所の概要（設備等の概要も含む。）
- (4) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (5) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (6) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (7) 食事の提供の有無、提供方法及び提供を行う日並びにアレルギーへの対応の状況
- (8) 障がい等により特別の支援を必要とする乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援に係る取組の状況
- (9) 利用定員
- (10) 当該特定乳児等通園支援事業者に係る特定乳児等通園支援事業の利用の

開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (11) 乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (12) 緊急時等における対応方法
- (13) 非常災害対策
- (14) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (15) 要望・苦情等に関する相談窓口等苦情解決方法
- (16) 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額
- (17) 条例第3条（運営基準第15条第1項及び第2項に係る部分に限る。）の規定に基づく評価の実施の状況
- (18) 法第54条の3において準用する法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により当該特定乳児等通園支援事業者に関する事項についての公表又は公示がなされた場合にあつては、その旨

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。